

平成20年11月4日から

『事業用自動車等連絡書』 の発行方法が変わります

現行 1枚

→ 2枚へ (可^o-可)
【複写様式あり】

事業用自動車等連絡書の発行を受ける際にはあらかじめ2枚作成し持参して下さい
(複写様式も用意しておりますが、コピーを2枚でも可)

詳しくは窓口輸送担当職員までお問い合わせください

事業用自動車等連絡書

この連絡書は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の発行日平成 年 月 日許可、事業計画の認可を受け、若しくは届出済としたもの、又は事業用自動車の代替であるに類したことを証するものである。		発行番号 第 号 発行日 平成 年 月 日 有効期限 発行の日から1ヶ月
事業等の種類	[業務] 乗合、貸切、ハイヤー、タクシー、特定] [貨物] 一般、特定、軽、重きゆう、近距離] その他[その他] ()	
使用者の名称 (事業者名)	所 属 官 署 所 名	
使用者の住所 (事業所の住所)	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	
使用・廃止の別	使用しようとする自動車	廃止(減車、まつ消等)する自動車
	※印自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印 旧自動車登録番号(車両番号)
自動車登録番号等 (車両番号)	1(型式)新車の場合(譲渡表の写しを添付) (車両番号)中古車の場合(車検証等の写しを添付)	
	①自動車の型式… H 年式 ②新車(貨物自動車のみ) 乗車定員 人 ③譲渡自動車… 自動車の長さ ④譲渡自動車のみ 乗車定員 人 ⑤貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑥貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑦貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑧貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種)	①自動車の型式… S・H 年式 ②新車(貨物自動車のみ) 乗車定員 人 ③譲渡自動車… 自動車の長さ ④譲渡自動車のみ 乗車定員 人 ⑤貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑥貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑦貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑧貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種)
事業発生の理由	※ 新規許可、譲渡譲受、合併、吸収、停止、廃止、取消 事業計画の変更(増車、減車、代替、完配、他支局管内への移動) 運輸支局一 運輸支局一 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 使用の本拠の位置のみの変更 自動車登録番号のみの変更、その他()	
備考欄	※	
確認印及び 届出官印	※ 確認印・届出官印	
輸送担当部署	輸送支局 輸送担当部署 TEL	

1枚目

事業用自動車等連絡書

①自動車の型式… H 年式 ②新車(貨物自動車のみ) 乗車定員 人 ③譲渡自動車… 自動車の長さ ④譲渡自動車のみ 乗車定員 人 ⑤貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑥貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑦貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑧貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種)	①自動車の型式… S・H 年式 ②新車(貨物自動車のみ) 乗車定員 人 ③譲渡自動車… 自動車の長さ ④譲渡自動車のみ 乗車定員 人 ⑤貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑥貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑦貨物自動車… 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種) ⑧貨物自動車のみ 積積(普通・小型・けん引・けん引・特種)
事業発生の理由	※ 新規許可、譲渡譲受、合併、吸収、停止、廃止、取消 事業計画の変更(増車、減車、代替、完配、他支局管内への移動) 運輸支局一 運輸支局一 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 使用の本拠の位置のみの変更 自動車登録番号のみの変更、その他()
備考欄	※
確認印及び 届出官印	※ 確認印・届出官印
輸送担当部署	輸送支局 輸送担当部署 TEL

2枚目